

立教大学コミュニティ福祉研究所学術研究推進資金  
大学院生研究 2012年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 コミュニティ福祉学	研究科 コミュニティ福祉学 専攻
指導教員	所属・職名	氏名
	立教大学コミュニティ福祉学専攻専任教員・教授	河東田 博
研究課題名	知的障害者のセクシュアリティ・結婚・子育て支援に関する研究	
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏名
	コミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻・博士後期課程2年	西村 明子
研究期間	平成24年度	
研究経費	100千円	

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、親としての知的障害者とその家族に着目し、知的障害者夫婦のセクシュアリティ・結婚・子育ての多様性に対応する支援体制のあり方について検討する。親としての知的障害者とその家族はその大多数が地域社会で暮らしており、地域社会の多様で複雑な人間関係、社会的・経済的・政治的な枠組みにも遭遇し巻き込まれていくことになる。特に知的障害者の子育てについては先行研究も見当たらず様々な社会問題に直面しているのが現状であり、知的障害者の地域生活をいかに支援していくかが重要課題である。このような複雑かつダイナミックな社会構造が親としての知的障害者とその家族にどのような影響を与え、どのように左右されているのか、その中でどのように生活をして、どのような支援を必要としているのかを分析する必要がある。そのため、本研究では、障害者福祉にとどまらず、法学、社会学、心理学、教育学、障害学などの近隣学問領域の力を借りて研究を行うものである。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 知的障害者 } { 知的障害者の結婚生活 } { 地域生活支援 }

**研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)**

平成 24 年度の研究成果を論文にまとめ、「優生政策が知的障害者の性・結婚観に与えてきた影響 - 知的障害者関係団体・性教育関係団体の機関誌を拠り所に -」という題目で日本社会福祉学会に投稿した。

1950 年代から 2000 年代に渡って、優生政策と知的障害者の性・結婚との関係を機関誌からさぐった。1950 年代は、戦後の動乱期に制定された優生保護法と優生政策の強い影響により、知的障害者の性・結婚の問題は、優生手術を前提として語られており優生手術容認論が中心であった。ここでは、知的障害者の性・結婚観は否定的に捉えられ、遺伝との結びつきで考えられていた。その結果、施設関係者の間では、仮に結婚を認めたとしても一般社会からの隔離という枠の中に置くことが提案され、それは当然のこととして語られていた。

1960 年代、愛護編集部 (当時) が行った全国施設従事者に対する「知的障害者施設退園者の結婚に関する調査」(1965.4) 結果に、この時期の傾向を見ることができる。「知的障害者の結婚」については賛同傾向が高いものの、結婚と優生手術とがセットで語られていたからである。その一方、施設関係者の間には、優生手術慎重論も出始めていた。ここでは、知的障害者の性・結婚観は否定的な見解だけではなく、肯定的に捉えようとする傾向も示されてきたが、優生手術を前提とした条件付結婚が支援者の意識の中には当然のこととして考えられていた。

1970 年代に入る、依然優生政策の影響を受けながらも知的障害者の性・結婚の問題を肯定的に捉えようとする意見が徐々に増えてきた。ここでは、知的障害者の“結婚の条件”が議論されていた。“結婚の条件”を主張する立場は、生活処理能力、経済能、出産・育児能力を結婚の前提条件とした。それは結婚可能の基準となり、逆にそのことが結婚を阻む要因ともなった。しかし、一方で結婚の条件を云々するのではなく、結婚できる環境づくりこそが大事であり、配慮すべきことであるとの反対意見も見られるようになってきた。その結果、知的障害者の結婚が可能となるような条件作りを整えることの大切さが論じられるようになり、肯定的な受け止め方もなされるようになってきたが、優生政策による影響も色濃く残されており、出産・育児を語る中で優生手術を前提とした議論もまだ語られていたのである。

1980 年代には、優生政策に対して懐疑的になるにつれ知的障害者の性・結婚を取り上げる記事が飛躍的に増大し、施設関係者による実践報告が誌面に数多く紹介された。そのことは、施設関係者の性・結婚に関する認識が深まってきたことを表していた。性・結婚を前提にした共同生活の試み、自立の一環として知的障害者への性・恋愛・結婚・家族形成が語られるようになっていった。また、障害の程度で結婚を判断するのではなく、たとえ障害が重くても、望む結婚の実現に向けた取り組みの大切さも議論され、知的障害者の性・結婚観は前向きに肯定的に捉えられるようになっていった。

1990 年代に入り優生保護法が廃止された。性・結婚に関する否定的な議論が減少し、結婚生活が維持できるように夫婦に合わせた援助システムの工夫が論じられるようになり積極的な取り組みが報告されるようになった。知的障害者の性・結婚観は肯定的に語られることが多くなったが、知的障害者の結婚がさまざまな理由ではばまれているという実践報告も見られた。それは、親が子どもの結婚が難しいと思ってあきらめている状況は、できれば幸せな結婚をさせてやりたいと望んでも現在の社会的状況から判断すると消極的にならざるをえず結婚に否定的になってしまうことや、施設の支援体制の未整備、知的障害者の男女交際や結婚に取り組めない状況を作っているというものであった。このことは、知的障害者の性・結婚の問題が社会的な要因に左右されていたと判断することができた。

2000 年代以降は優生政策の影響が薄、支援者や家族にも性・結婚に対する意識の変化が見られ、積極的な実践報告が非常に多く登場するようになった。本人たちの恋愛や結婚に関する発言も活発に誌面に登場するようになり、子育ての様子も多く紹介されるようになった。子どもを育てる喜びや家族を形成していく親としての責任を持つことの誇りが語られるようになったのも 2000 年代以降の特徴といえる。そこでは子どもを持ち家族形

## 研究成果の概要 つづき

成を維持するための支援が積極的に行われるようになっていったと同時に性や結婚に関する支援を有効に進めるためには、施設・家庭・学校におけるセクシュアリティ教育を含めた支援者研修の重要性も指摘されていた。

本研究を通して、知的障害者の性・結婚観が優生保護法の影響を強く受けてきたものの優生保護法に対する批判が高まり、その影響が徐々に弱まっていくにつれて知的障害者の性・結婚への認識が変化し肯定的な理解が深まっていたことを明らかにすることができた。その背景の一つには、1980年代以降のノーマライゼーション理念の導入と浸透、知的障害のある人たちへの性や結婚に対する理解の深まりがあげられる。

しかし、「厚生労働省の2005年知的障害児(者)基礎調査」の報告によると「夫婦で暮らす」割合はたった3.1%であり、「将来夫婦で暮らしたい」割合も12.9%と低い数字である。2000年調査との比較で見ると、「夫婦で暮らす」割合は2.4%で僅か0.7%増えただけである。また、「将来夫婦で暮らしたい」割合は11.6%でありこれも1.3%の僅かな増加である。数字上の結婚率が低くあまり変化がないと言える。このような低い数値は、約半世紀もの間優生政策が行われてきたことで、知的障害者の性・結婚観に与えてきた影響が、母体保護法に改正された後も性・結婚の阻害要因となっていたのではないかと考えられる。だが、本研究を通して明らかになったように知的障害者の性・結婚への認識に変化が生じ肯定的な理解が深まってきたことなどによって今後変化が生じると考えられる。

最後に、優生政策の影響は、本研究で取り上げた三誌では特に言及されていなかったものの、1947年に文部省が出した「純潔教育の実施について」(文部省社会教育局長)以降1950年代から1970年代まで続いていた「純潔教育」にも示されていた。このことは、池谷壽夫(2001)は、「純潔教育基本要綱」(1949年文部省純潔教育委員会)の目的に掲げた「社会の純化」という言説が優生保護法の目的である「国民資質の低下」の防止と重なると述べていることや、文部省性教育の手引き委員であった鈴木清ら(1954:349)が著した『純潔指導』に、「よい子孫を残すために、少なくとも悪質の子どもをつくらないようにすること」とはっきりと記されていることに見てとれる。つまり、優生政策は、知的障害者の否定的性・結婚観に大きな影響を及ぼしていただけでなく、社会のあり方や人間の生き方をも規定するような方向で影響を行使していたのである。

だが、優生政策は新しい価値観が導入されることによって変化が見られ、影響を及ぼさなくなった。また新しい性・結婚観が生まれ多様な生き方が認められ、社会的に受け止められるようになっていった。知的障害者の性・結婚が今後も肯定的に受け止められていくためには、人権擁護を柱とする法制度や福祉システムの構築、セクシュアリティ教育や支援者研修を含む福祉実践、支援者による要援護者の主体性を支えるための研究・実践をより一層深化・発展させていく必要がある。

以上のように文献研究の成果から論文作成に至り、論文を基盤としてインタビュー調査の指標を組み立てインタビュー調査を行ったわけである。しかし、知的障害者の子育ての実態は、少ないことがわかった。今後さらに子育て支援を実施している施設の発掘を行い、事例数を増やすとともに、子育て支援を行う組織の特徴についても研究を広げていく必要がある。特に子育て支援については、子育てをしている夫婦の数が少ないこともあり、その支援体制は確立していない。様々な事例を研究によって明らかにし、知的障害のある夫婦及びその支援体制を構築する一助となるよう努めたい。

## 参考文献

- 池谷壽夫(2001)『純潔教育にみる家族のセクシュアリティとジェンダー—純潔教育家族像から60年代家族像へ—』教育学研究 第68巻 第3号  
 文部省純潔教育委員会(1949)『純潔教育基本要綱 附性教育のあり方』社会教育連合会  
 鈴木清・間宮武(1954)「第15章 幸福な結婚—明るい家庭建設への基礎」『純潔指導』  
 日本文化科学社、288-360

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

④学会発表

日本社会福祉学会 第60回秋季大会で発表

題目「知的障害者の性・結婚に関する一考察

－優生政策が性・結婚観に与えてきた影響－

(学会要旨添付)